

## 総合評価一般競争入札（特別簡易型・簡易型）落札者決定基準

平成21年3月31日

市水道局訓令第17号

（趣旨）

第1条 この訓令は、岡山市水道局建設工事総合評価一般競争入札の試行に関する要綱（平成21年市水道局訓令第16号。以下「総合評価一般競争入札試行要綱」という。）第6条第2項第1号の規定に基づき、特別簡易型又は簡易型の方法により総合評価一般競争入札を実施する際の落札者決定基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において使用する用語の意義は、総合評価一般競争入札試行要綱において使用する用語の例による。

（評価基準等）

第3条 技術評価における評価項目、評価基準及び配点（以下「評価基準等」という。）は、別表を参考として、対象工事ごとに総合評価一般競争入札試行要綱第5条に規定する技術評価委員会の審議を経て岡山市水道局競争入札参加資格等審査委員会規程（平成16年市水道局管理規程第14号）第2条に規定する岡山市水道局競争入札参加資格等審査委員会において定めるものとする。

（評価の方法）

第4条 総合評価一般競争入札試行要綱第6条及び第12条に規定する総合評価点は、入札参加者について、次の計算式により算定するものとする。この場合において、計算式により算出した総合評価点は、小数点第4位までとし、第5位以下を切り捨てるものとする。

$$\text{総合評価点} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 100,000,000$$

（技術評価点の算定方法）

第5条 総合評価一般競争入札試行要綱第10条に規定する技術評価点は、次の計算式により算定するものとする。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

2 前項に規定する標準点は、特別簡易型においては総合評価一般競争入札試行要綱第9

条に規定する自己採点表を提出した入札参加者，簡易型においては同条に規定する技術資料等を提出した入札参加者（総合評価一般競争入札試行要綱第11条の規定により無効となった者を除く。以下同じ。）に与えるものとし，100点とする。

3 第1項に規定する加算点は，入札参加者から提出された技術資料等について，第3条の規定により定められた評価基準等により算定するものとする。

4 前項の加算点の算定において，特別簡易型については，確認対象者決定前の加算点は自己採点表における自己採点とし，確認対象者決定後の加算点は自己採点表における評価結果とする。

5 前項の加算点を算定するにあたり，自己採点と技術評価委員会において算定した点（以下「局の採点」という。）に相違がある場合，当該評価項目の評価結果については次のとおりとする。

(1) 自己採点が局の採点を超える場合

局の採点

(2) 自己採点が局の採点に満たない場合

自己採点

附 則

この訓令は，平成21年4月1日から施行するものとし，同日以後に公告する工事から適用する。

附 則（平成22年市水道局訓令第20号）

この訓令は，平成22年4月1日から施行するものとし，同日以後に公告する工事から適用する。

附 則（平成24年市水道局訓令第18号）

1 この訓令は，平成24年4月1日から施行し，同日以後に公告し，又は指名通知する工事から適用する。

2 改正後の別表企業の施工実績の部過去2年間の岡山市水道局における工事成績評定点の平均点の款の規定の適用については，平成23年4月1日以後に完成した工事のみを対象とする。

附 則（平成27年市水道局訓令第12号）

この訓令は，平成27年4月1日から施行し，同日以後に公告する工事から適用する。

附 則（令和2年市水道局訓令第28号）

この訓令は，令和2年10月1日から施行し，同日以後に公告する工事から適用する。

別表（第3条関係）

総合評価一般競争入札（特別簡易型・簡易型）技術評価基準表

評価項目	評価基準	特別簡易型		簡易型	
		配点	小計	配点	小計
施工計画	施工計画の実施手順の妥当性			2.5	10.0
				1.0	
				0	
				無効	
	工期設定の適切性			2.5	
				1.0	
				0	
				無効	
	施工上の課題への対応の確性			2.5	
				1.0	

		る				
		的確であるが工夫が見られない			0	
		不的確			無効	
	品質の確認方法，管理方法の適切性	品質の確認方法，管理方法が現場の環境条件（地形，地質，環境，地域特性等）を踏まえて適切であり工夫が見られる			2.5	
		適切であり部分的に工夫が見られる			1.0	
		適切であるが工夫が見られない			0	
		不適切			無効	
企業の施工実績	同種工事施工実績の規模	対象工事ごとに定める	3.0	4.0	3.0	4.0
		対象工事ごとに定める	2.0		2.0	
		対象工事ごとに定める	1.0		1.0	
		対象工事ごとに定める	無効又は0		無効又は0	
	過去2年間の岡山市水道局発注工事における工事成績評定点の平均点	70点	1.0	1.0		
		66点以上70点未満	0.5	0.5		
		63点以上66点未満又は無し	0	0		
63点未満		-1.0	-1.0			
配置予定技術者	同種工事施工経験の規模	対象工事ごとに定める	1.5	2.0	1.5	2.0
		対象工事ごとに定める	1.0		1.0	
		対象工事ごとに定める	0.5		0.5	
		対象工事ごとに定める	無効又は0		無効又は0	
	技術者としての経験年数	10年以上	0.5	0.5		
		10年未満	0	0		

の 能 力							
企 業 の 体 制 等	過去5年間の岡山市水道局における優良工事施工業者表彰の有無（ただし、直近の表彰後に優遇措置の終了事項に該当した場合は評価しない。）	有	0.5	5.0	0.5	5.0	
		無	0		0		
	ISO9000シリーズ認証取得の有無	有	1.0		1.0		
		無	0		0		
	ISO14000シリーズ認証取得の有無	有	1.0		1.0		
		無	0		0		
	建設業労働災害防止協会加入の有無	有	0.5		0.5		
		無	0		0		
	岡山市と災害時における防災協力に関する協定書を締結している団体への加入の有無	有	0.5		0.5		
		無	0		0		
	市内外業者区分	市内業者及び従業員数50人以上の準市内業者			1.5		1.5
		従業員数10人以上の準市内業者			0.5		0.5
		準市内業者			0.2		0.2
		上記以外の業者			0		0
合計				11	21		

注1) 岡山市水道局工事成績評定活用基準第8条第1号の規定に基づく優遇措置により総合評価一般競争入札に参加する者については、評価項目「過去5年間の岡山市水

道局における優良工事施工業者表彰の有無」は適用しない。

注2) 評価項目「市内外業者区分」の「評価基準」欄の区分は、岡山市水道局建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱（平成21年市水道局訓令第20号）第2条に定めるところによる。

注3) 対象工事が特別簡易型の土木一式工事である場合は、工事場所の属する区と同一の区に主たる営業所を有する者について、評価項目「市内外業者区分」の配点に更に0.5点加点する。

注4) 共同企業体を結成して入札に参加する場合における技術評価点は、評価項目中「企業の施工実績」及び「配置予定技術者の能力」については第1構成員を対象に、「企業の体制等」については各構成員の評価点を出資比率に応じて按分することにより、それぞれ算定するものとする。